

休業代替任期付職員（精神科医師）採用選考案内

申込受付期間

現在受付中

（ただし、採用予定人員に達し次第、受付を終了する場合があります。）

1 選考区分及び採用予定人員等

(1) 選考区分 休業代替任期付職員（精神科医師）

(2) 採用予定人員 1名

(3) 任用予定期間 令和7年7月1日から令和8年10月31日まで

※上記任用予定期間は休業代替任期付職員としての任用期間のほか、次のとおり育児休業取得者の産前産後休暇期間における臨時的任用職員としての任用期間を含みます。

- ・令和7年7月1日～令和7年10月31日：臨時的任用職員
- ・令和7年11月1日～令和8年10月31日：休業代替任期付職員

※臨時的任用職員・休業代替任期付職員の職務概要や給与、休暇等の差異はありません。

なお、育児休業取得者の休業状況等に変更が生じた場合は、任用期間が変更（短縮等）される場合があります。

2 職務概要

配属先及び職務概要については、次のとおりです。

配属先	職務概要
健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター こころの健康課	精神科救急診療業務等 ・精神保健福祉法第27条における指定医による措置診察業務 ・精神保健福祉法第22条～26条の申請・通報に対する診察要否に関する検討 ・精神保健福祉法第22条～26条申請・通報事例の検討 ・措置入院患者退院後支援に関すること ・精神保健福祉法第36条における精神科病院等の実地指導・実地審査 ・各区役所で実施する精神保健カンファレンスに関すること ・その他精神保健福祉に関して必要と思われる事項

3 受験資格

次の要件を全て満たす人

- (1) 申込日時点で医師免許を有すること
(ただし、平成16年4月以降に医師免許を取得した人については、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了していること。)
- (2) 申込日時点で精神保健指定医の資格を有していること
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮(*)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(*)改正法施行後(令和7年6月1日以降)においては「拘禁刑」

4 選考科目、日時及び場所

選考科目	日時及び会場
面接審査	電話又はメールにて事前連絡の上、文書でお知らせします。 ※面接の際に事前提出された小論文についても質疑を行います。

5 申込手続

申込方法	本市ホームページから Web フォームにアクセスし、必要事項を全て入力し、申込を行ってください。併せて提出書類を郵送してください。 【URL】 https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000177081.html 【二次元コード】 
------	---

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ●選考申込書 1通（原本） ●医師免許証の写し ●小論文 <p>「川崎市役所で精神科医師業務を志望する理由と抱負」について、600字程度で述べてください。</p> <p>※小論文の様式は自由ですが、別紙「小論文様式」を使用していただくこともできます。</p>
提出書類の郵送先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局人事部人事課
受験票の交付	受験票は、提出された申込書により受験資格を審査した後、本人宛て郵送します。

6 採用

- (1) 採用開始時期は「1（3）任用予定期間」に記載のとおり令和7年7月1日からといたしますが、事情がある場合は御相談に応じます。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

7 給与、休暇等 [令和7年4月1日現在]

(1) 給与

- ・初任給は、医師免許取得日により、一定の基準に基づいて決定されます。
- （例1）医歴20年、課長級での採用の場合 年収1,310万円程度
- （例2）医歴10年、係長級での採用の場合 年収1,050万円程度
- ・通勤手当（1か月あたり最高55,000円）、扶養手当、住居手当、時間外手当等が該当者に支給されます。
- ・昇給は原則年1回

(2) 休暇制度

- ・年次休暇20日（年間最大40日）
- ・特別休暇（夏季休暇、公民権行使、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇など）あり

(3) 福利厚生

- ・共済組合の各種給付、年金制度等があります。

ただし、上記の内容は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。また、採用時期により休暇等付与数・年収は変動することがあります。

8 問い合わせ先

(1) 職務概要について

健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課

電話：044-200-2690（直通）

メール：40rikokor@city.kawasaki.jp

(2) その他について

総務企画局人事部人事課

電話：044-200-2129（直通）

メール：17zinzi@city.kawasaki.jp